三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県伊那市高遠町藤沢三四〇九、高遠町長藤七三九一の一、七三九一の二、七三九一の四、七三九三の二から七三九三の五まで、七三九三の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
高遠町藤沢三四〇九(次の図に示す部分に限る。)、高遠町長藤七三九一の一・七三九一の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第七百二十二号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
JRCS株式会社豊浦製作所	山口県下関市豊浦町川棚2155	配電盤	平成27年6月1日から平成32年5月31日まで
〃	〃	制御器	〃
〃	〃	遠隔制御装置の制御盤	〃

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知
六月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
道路交通法の一部を改正する法律

議案送付
六月十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律案

議案通知
六月十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
道路交通法の一部を改正する法律案

質問書提出
六月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
市町村立公民館を政党又は政治家に貸し出す事に関する質問主意書(福田昭夫提出)
「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する再質問主意書(岡本充功提出)
ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する質問主意書(鈴木貴子提出)
「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書(鈴木貴子提出)
ビザなし交流中止に関する第三回質問主意書(鈴木貴子提出)
「砂川判決」と集団的自衛権についての政府見解に関する質問主意書(辻元清美提出)
集団的自衛権と存立危機事態に関する質問主意書(辻元清美提出)

参議院

議事日程
六月十二日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十六号
平成二十七年六月十二日(金曜日)
午前十時開議
第一　水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第二　大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議案受領
六月十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)
不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

通知書受領
六月十一日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
道路交通法の一部を改正する法律案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
道路交通法の一部を改正する法律

質問主意書提出
六月十一日議員から次の質問主意書が提出された。
「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書(藤末健三提出)(第一六二号)

報告書提出
六月十一日委員長から次の報告書を提出した。
水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第三六号)審査報告書
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)審査報告書

人事異動

法務省

川端　博　椎橋　隆幸　渋谷　秀樹
勅使川原和彦　前田　雅弘
判事　飛澤　知行
判事兼簡易裁判所判事　大竹　昭彦
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員(検察官特別考試担当)に任命する
任期は平成二十七年十一月三十日までとする(各通)